(B)　ＡＳＥＡＮ構成国については、法令により自主規制団体と認められる非政府機関であって、法令に基づいて又は中央、地域若しくは地方の政府若しくは機関の委任に基づいて、金融サービス提供者に対して規制権限又は監督権限を行使するもの（有価証券又は先物の取引所又は市場、清算機関又は支払決済機関その他の組織又は団体を含む。）

(b)　第五十・一条(q)の規定の適用上、「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、次の活動をいう。

(i)　中央銀行若しくは金融当局が行う活動又はその他の公的機関が金融政策若しくは為替政策を遂行するために行う活動

(ii)　社会保障又は公的年金計画に係る法律上の制度の一部を形成する活動

(iii)　公的機関が政府の勘定のために若しくは政府の保証の下に又は政府の財源を使用して行うその他の活動

(c)　第五十・一条(q)の規定の適用上、締約国が自国の金融サービス提供者に対し(b)(ii)又は(iii)に規定するいずれかの活動について公的機関又は金融サービス提供者との競争を行うことを認める場合には、「サービス」には、当該活動を含める。

(d)　第五十・一条(a)に定義する「政府の権限の行使として提供されるサービス」は、この附属書の規定の対象となるサービスについては、適用しない。

**第Ａ・二条**　透明性

1　全締約国は、相互の市場にアクセスして業務を行う金融サービス提供者の能力を向上させる上で金融サービスにおける規制の透明性が重要であることを認識する。

2　各締約国は、一般に適用される規約であって、自国の自主規制団体によって採用され、又は維持されるものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとすることを確保するため、利用し得る妥当な措置をとるよう努める。

3　各締約国は、この附属書の適用を受ける一般に適用される措置に関し、可能な限り、他の締約国の利害関係を有する者からの照会に回答するための適当な仕組みを維持し、又は設ける。

注釈　全締約国は、この条における利害関係を有する者については、その直接的な資金上の利益が一般に適用される規制の設定によって影響を受ける可能性のある者のみとすべきであるとの理解を共有していることを確認する。

4　各締約国の権限のある当局は、他の締約国の利害関係を有する者に対し、金融サービスの提供に関連する申請を不備なく行うために必要なもの（必要とされる書類を含む。）を利用可能なものとするよう最善の努力を払う。

5　締約国の権限のある当局は、申請者の書面による要請があった場合には、その申請の処理状況を当該申請者に通知する。権限のある当局は、当該申請者から追加の情報を得る必要がある場合には、合理的な期間内に当該申請者に通知する。

6　(a)　各締約国の権限のある当局は、当該各締約国の領域において金融サービスを提供しようとする他の締約国の金融サービス提供者による不備のない申請については、百八十日以内に行政上の決定を行い、申請者に対し合理的な期間内に当該決定を通知する。申請は、全ての関連する手続が行われ、かつ、当該権限のある当局が全ての必要な情報を受領したと認めるまでは、不備のないものと認められない。

(b)　各締約国の権限のある当局は、決定を百八十日以内に行うことが実行可能でない場合には、遅滞なく申請者に通知するものとし、その後の合理的な期間内に当該決定を行うよう努める。

7　締約国の権限のある当局であって申請を拒否したものは、当該申請が拒否された申請者の書面による要請があった場合には、当該申請者に対しその拒否の理由を通知するよう努める。

**第Ａ・三条**　情報の移転及び処理

1　締約国は、次の行為を妨げる措置をとってはならない。

(a)　情報の移転（電磁的手段によるデータの移転を含む。）であって、金融サービス提供者の通常の業務の遂行にとって必要なもの

(b)　金融情報の処理（電磁的手段によるデータの移転を含む。）であって、金融サービス提供者の通常の業務の遂行にとって必要なもの

(c)　機器の移転であって、金融サービス提供者の通常の業務の遂行にとって必要なもの（国際協定に適合する輸入規則に基づく措置をとる場合を除く。）

2　1の規定は、

(a)　個人の情報、プライバシー並びに個人の記録及び勘定の秘密を保護する締約国の権利（自国の法令に基づくものを含む。）を制限するものではない。ただし、当該権利がこの協定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いられないことを条件とする。

(b)　締約国の権限のある当局が、規制のため又は信用秩序の維持のため、当該締約国の領域内の金融サービス提供者に対し、データの管理及び保管並びにシステムの維持に関する国内規制に従うこと並びに当該締約国の領域において記録の複製を保管することを要求することを妨げるものではない。

(c)　締約国に対し、国境を越えるサービスの提供又はサービスの海外消費であって、当該締約国が特定の約束を行っていないものを許可すること（非居住者である金融サービス提供者に対し、本人として又は仲介により若しくは仲介者として、第Ａ・一条2(a)(i)(O)に規定する金融情報の提供及び移転並びに金融データの処理を許可することを含む。）を要求するものと解してはならない。

**第Ａ・四条**　国内規制

1　第六章の他の規定（この附属書及び同章の附属書Ｂの規定を含む。）及び附属書六から附属書八までの規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービス提供者が負う者を保護し、又は自国の金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。当該措置については、同章の規定に適合しない場合には、同章の規定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いてはならない。

2　第六章（この附属書及び同章の附属書Ｂを含む。）及び附属書六から附属書八までのいかなる規定も、締約国に対し、個々の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報、公的機関が所有する秘密の情報又は公的機関が専有する情報の開示を要求するものと解してはならない。

**第Ａ・五条**　信用秩序の維持のための措置の承認

締約国は、金融サービスに関連する自国の措置の適用方法を決定するに当たって、協定又は取決めによって、信用秩序の維持のための措置であって非締約国又は国際的な規制機関のものを承認する場合には、他の締約国に対し、同様の規制及び監督が存在し、その規制が同様に実施され、並びに適当なときは当該協定又は取決めの当事者間の情報の共有に関する手続と同様の手続が存在することとなる状況の下においては、当該協定若しくは取決めへの当該他の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。締約国は、承認を一方的に与える場合には、他の締約国に対し、そのような状況が存在することを明らかにするための機会を十分に与える。

**第Ａ・六条**　紛争解決

信用秩序の維持の問題その他の金融の問題に関する紛争について第六十四条の規定により設置される仲裁裁判所は、紛争の対象となっている特定の金融サービスに関して必要な専門知識を有するものとする。